

2024年12月2日以降の マイナ保険証対応について



石原産業健康保険組合

目次

■は特にご確認いただきたいページです。
当該ページの右上には  印が入っています。

■	マイナ保険証とは	2
□	マイナ保険証の仕組み	3
□	(参考)マイナンバーを活用したオンラインの健保業務	4
■	マイナ保険証の利用方法	5
■	マイナ保険証利用ができないときは？	6
■	資格情報のお知らせとは	7
■	資格確認書とは	8
□	マイナ保険証と資格確認書の比較	9
■	2024年12月2日以降の保険診療の受け方	10
■	旧保険証の取り扱い	11
□	旧保険証からの切り替え	12
■	保険診療の受け方確認チャート	13
□	資格確認書の申請について	14
□	マイナ保険証利用登録の解除方法	12
□	マイナ保険証Q & A	13-21
□	マイナンバー・マイナ保険証に関するお問い合わせ先	22



マイナ保険証とは

マイナンバーカードをお持ちの方が、
「保険証利用登録」の手続きを行い、
マイナンバーカードを保険証として利用できる
ようにしたものです。

利用登録は医療機関のカードリーダーやマイナポータル、
セブンイレブン銀行ATMなどで行えます。

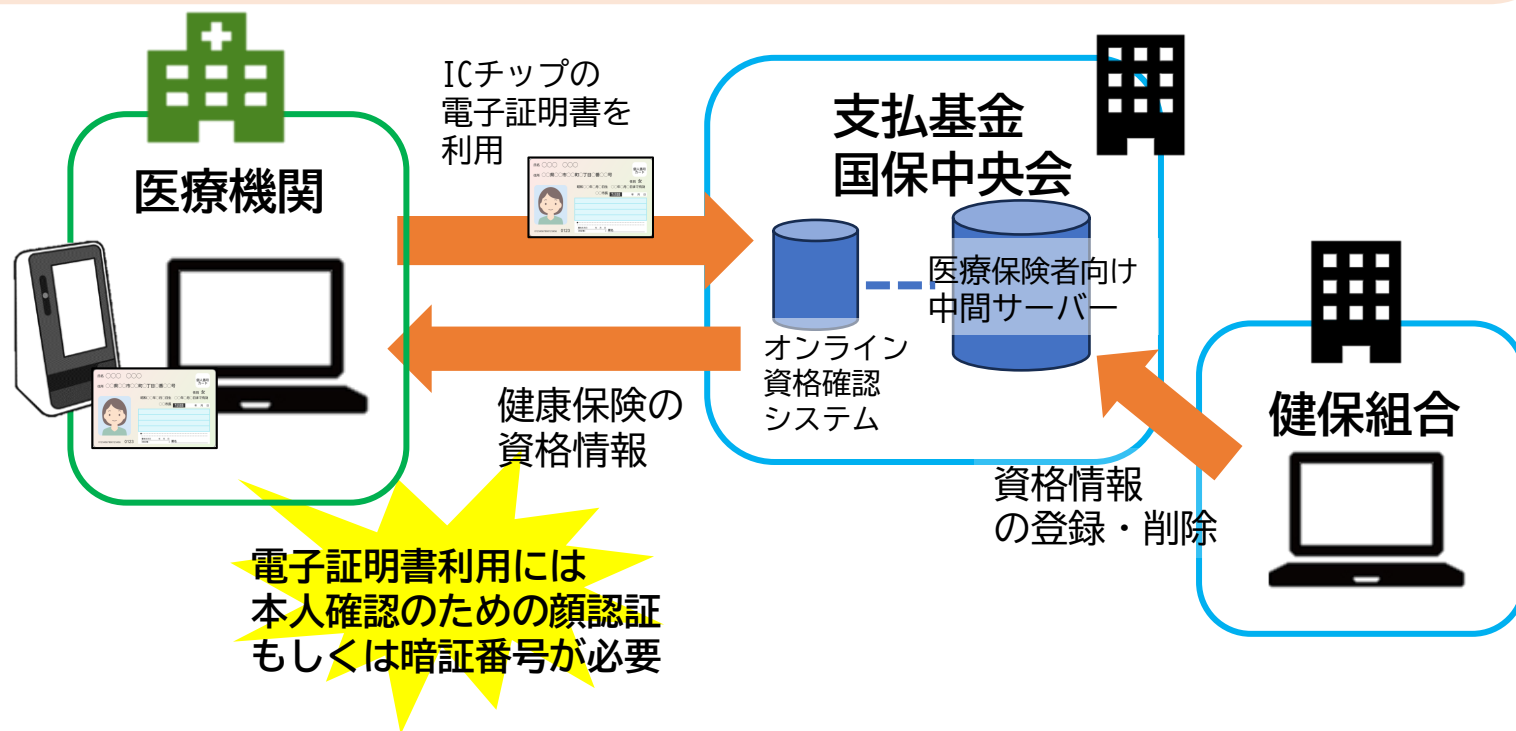
2023年9月末まで健康保険証利用申込で
マイナポイント7500円分がもらえたので、
その際に登録している方が多数いらっしゃいます。
登録状況はマイナポータルで確認できます。



マイナ保険証の仕組み

医療機関のカードリーダーで暗証番号や顔認証による本人確認を行い、**電子証明書を利用してオンライン資格確認システム上で健康保険の資格情報・診療情報・薬剤情報を取得**します。

マイナ保険証は常に最新の資格情報を確認することができるため、入院・手術など医療費が高額となる際の限度額適用認定証が不要となるほか、ご家族の就職やご自身の退職・転職などの際に、カードの返却・新規発行の必要がなくなり、変更手続きを行うのみで済むようになりました。

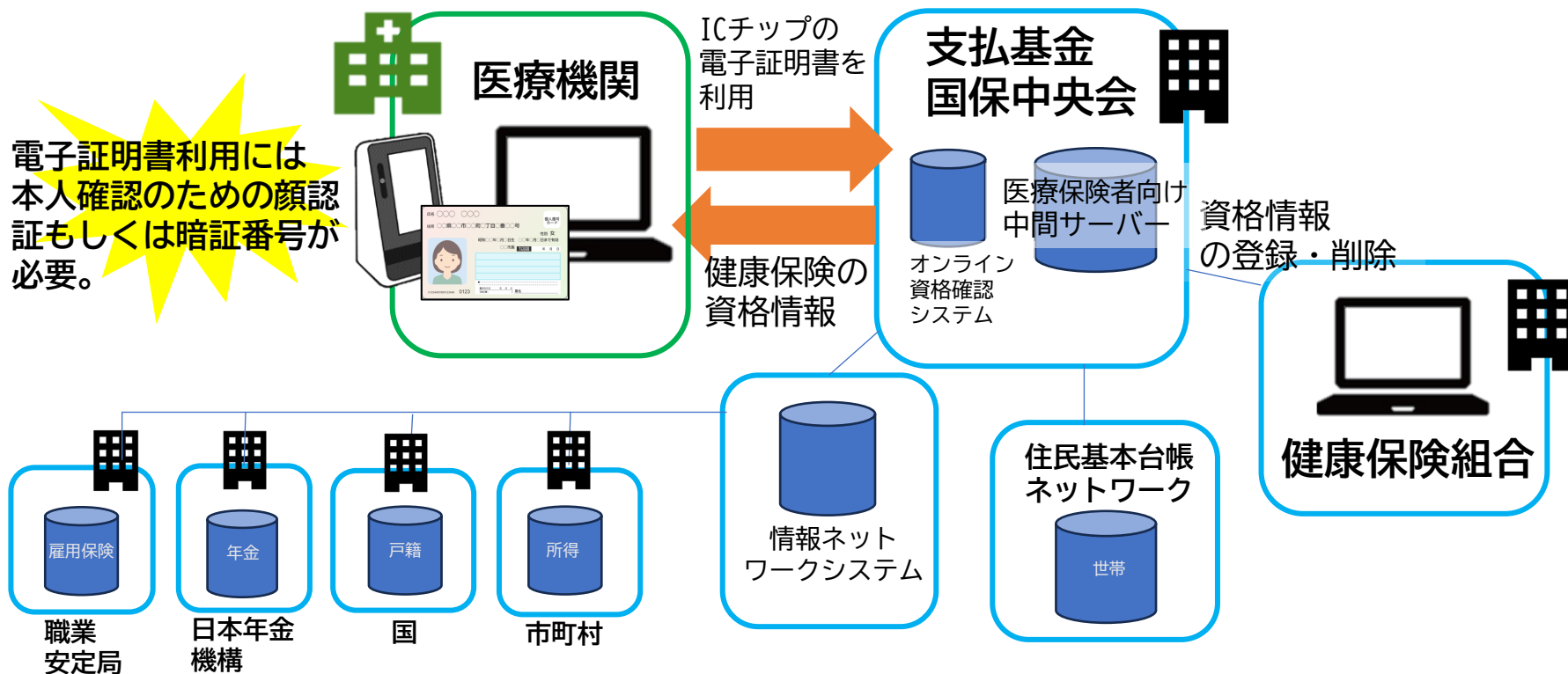


(参考)マイナンバーを活用したオンラインの健保業務

マイナ保険証による個人情報流出を懸念される方がいらっしゃるかもしれませんが、マイナンバーカード自体には券面記載事項と同じ情報しか保存されていません。

個人番号に紐づく情報は各行政機関ごとに管理されており、必要な情報のみが開示されます。医療機関で取得するのは、医療機関の診療報酬の審査・支払代行を行う支払基金が管理している健康保険の資格情報、診療情報、薬剤情報、特定健診情報のみです。

健康保険組合では資格登録・削除の際に住民票基本台帳上の情報を利用するほか、被扶養者認定や傷病手当金支給等のために、所得、年金、雇用保険、他健保での給付情報等を取得することがあります。



マイナ保険証の利用方法



1 受付にある顔認証付きカードリーダーをみつける



2 マイナンバーカードを読み取り口に置く

※マイナンバーカードのカバー等は外してください

※カードリーダーによってマイナンバーカードの設置向きが異なるのでご注意ください

3 認証方法を選択し、本人確認を行う

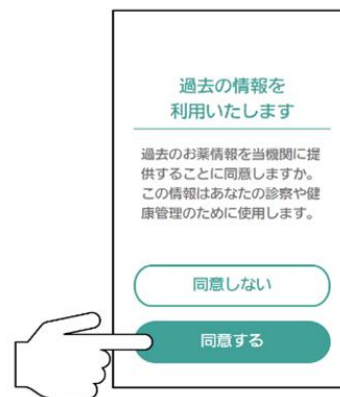


※画面はサンプルです。

※暗証番号を連続して間違えると不正防止のためロックがかかります。

(ロックがかかっても顔認証はできます)

4 画面の案内に沿って、情報提供の可否を選択



- ・手術歴
- ・診療・薬剤情報
- ・健診情報
- ・限度額適用情報

これまで3～4項目同意のステップがありましたが、一括同意できるよう機能改善されました (2024. 10～)

5 マイナンバーカードでの受付終了





マイナ保険証利用ができないときは？

～カードリーダー不具合や未対応の医療機関受診時～



マイナ保険証



資格情報のお知らせ

または



マイナポータルの
健康保険の資格情報

窓口で2点あわせて
提示してください

マイナ保険証の券面事項・顔写真にてご本人であることを確認のうえ、
資格情報のお知らせ等で保険者番号、記号・番号等の資格情報を確認する
ことで保険診療が受けられます。

「資格情報のお知らせ」、「健康保険の資格情報画面」のみでは本人確認できませんので保険診療は受けられません。

加入直後で資格確認ができない場合には、医療機関にて「被保険者資格申立書」にご記入いただき、ご提出いただくことで保険診療を受けられます。

資格情報のお知らせとは



健康保険組合が、加入者の方の資格情報についてお知らせするためのものです。

マイナ保険証には記号・番号の表示がないため、「資格情報のお知らせ」を用いて記号・番号等を加入者にご案内します。

マイナ保険証がカードリーダー不具合などで使えない際に健康保険資格を示す補助的役割を果たす書類でもあります。

<発行について>

◆2024年10月1日時点の加入者

2024年10月21日～12月1日の間、WEBにて通知
登録されている個人番号の確認目的を含むものです

◆2024年10月2日以降加入者

2024年12月2日以降順次ご案内します

同様の内容をマイナポータルでいつでも確認できます。

マイナポータル>私の情報>健康保険>資格情報





資格確認書とは

マイナンバーカードをお持ちでない方、保険証利用登録をしていない方など、**マイナ保険証利用ができない方に発行**するものです。

- ・ 券面に被保険者の記号・番号が記載されたハガキ大の書面
- ・ 有効期限あり（期限到達時には新たなものに差し替え）

※これらの仕様は健保組合や共済、国保によってそれぞれ異なります

※有効期限は最大5年の範囲で設定することが定められており、現在検討中。

当面は2025年8月31日期限のものを発行します。

<発行条件>

- ・ マイナンバーカード未取得者
- ・ マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録をしていない方
- ・ 要介護など付添人が受診手続を行う必要がある方
- ・ その他、マイナンバーカード紛失・破損などの場合に申請に基づき、1～2ヵ月程度の短期期限でA4サイズのを発行することがあります。



マイナ保険証と資格確認書の両方を持つことはできません。資格確認書交付後にマイナ保険証利用が可能となった際には、資格確認書返却が必要です。

マイナ保険証と資格確認書の比較

	マイナ保険証	資格確認書
サイズ	カード	ハガキ大
資格確認方法	<u>電子証明書による 情報取得</u>	<u>医療機関職員が記号・番号を 入力して確認</u>
本人確認	暗証番号もしくは顔認証	なし (紛失時他人に使われる恐れがあるため、必ず警察へ届け出てください)
限度額適用認定証	不要	要
有効期限	カードの 電子証明書5年※	当初発行分は2025年8月31日 その後の期限は検討中
返却要否	不要 マイナンバーカードを利用しているため	要 期限到達、資格喪失時等 不要となった際必ず返却

※マイナンバーカードの電子証明書有効期限切にご注意ください。作成から5回目の誕生日に電子証明書更新、10回目の誕生日に電子証明書とカードの更新があります。



2024年12月2日以降の保険診療の受け方

	2024年12月2日	2025年12月2日	カードリーダー不具合やマイナ保険証が使えない一部診療所
マイナ保険証	利用可		 資格情報のお知らせと一緒に提示
保険証	利用可	 紛失・改姓 転籍など 再発行・新規発行不可	 2025年12月1日まで
資格確認書	利用可		



旧保険証の取り扱い

- 回収はしませんが、2025年12月1日までは利用が可能のため、その日までに退職や扶養削除となった場合は必ず返却してください。
- 2025年12月1日までに紛失した場合も、悪用される恐れがあるため、必ず警察に届け出てください。
- 2024年12月2日以降の新規発行はできないため、改姓など券面記載事項の変更が必要な場合や紛失時は、マイナ保険証をご利用ください。

(マイナ保険証利用ができない方は資格確認書の交付を申請してください)

旧保険証からの切り替え

- ・ マイナ保険証を利用できる方

- ・ 2025年12月1日まで旧保険証・マイナ保険証どちらをご利用いただいても構いませんが、マイナ保険証のご利用をお勧めしています。
- ・ 2025年12月2日からはマイナ保険証で受診してください。

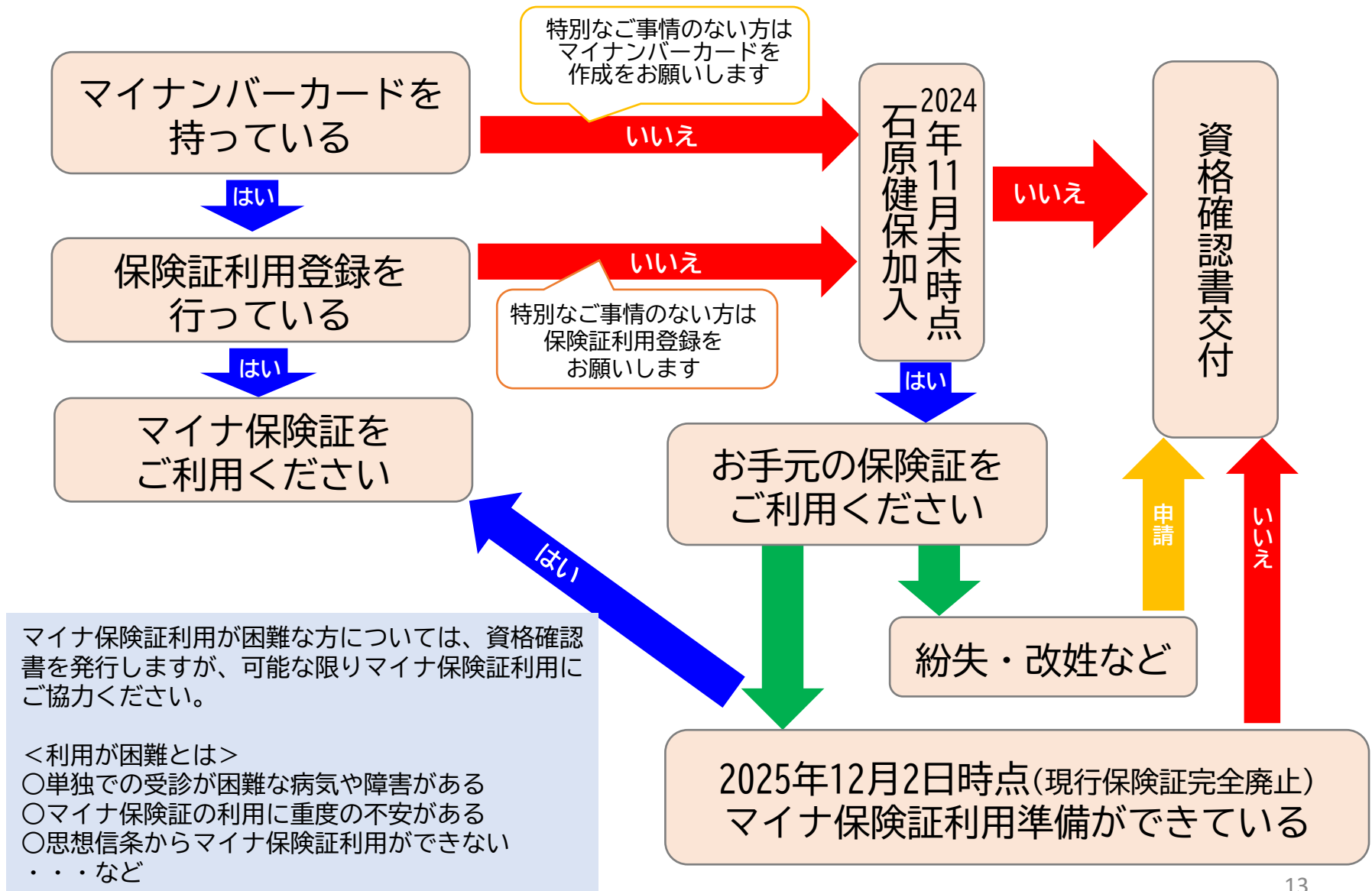
- ・ マイナ保険証を利用できない方

- ・ 2025年12月1日までは旧保険証をご利用ください。※
- ・ 2025年12月2日からは資格確認書を一齐交付（申請不要）いたしますので、そちらをご利用ください。（一齐交付は2025年9月を目途に行います）

※2025年12月2日までに旧保険証を紛失した場合は資格確認書発行の申請をしてください。



保険診療の受け方確認チャート



資格確認書の申請について

- **現在の加入者**で2025年12月2日時点でマイナ保険証を利用できない方については**申請不要で資格確認書を交付**します。

2025年11月末までに資格確認書一斉交付

- マイナンバーカード未取得・保険証利用未登録
 - マイナンバーカード返納者
 - マイナンバーカード電子証明書有効期限切れ(3カ月経過)
- **上記以外の方は申請が必要です**
 - 2024年12月2日以降に新たに被扶養者となられる方でマイナ保険証の利用ができない方
 - 資格確認書交付を受けたあとに改姓された方
 - 保険証利用登録の解除を希望する方
(保険証利用登録解除申請の受理後に資格確認書を発行します)



マイナ保険証と資格確認書の両方を持つことはできません。資格確認書交付後にマイナ保険証利用が可能となった際には、資格確認書返却が必要です。

マイナ保険証利用登録の解除方法

誤って保険証利用登録をされた方や何らかのご事情で保険証利用登録を解除したい方は、健康保険組合へ申請してください。
ご自身での解除はできません。

登録解除は申請月※の翌月末に行われます。

登録解除後はマイナ保険証利用ができないため、申請受付とともに資格確認書を発行いたします。

※申請月は健保が受け付けて解除登録を行った月をさします。

例) 1月14日に申請書受理・解除登録→2月28日解除実行

月の末日近くに申請した場合は解除実行が翌々月となる可能性があります。



利用登録解除申請を行い、実際に解除が行われるまでに退職や被扶養家族の就職など、別の健康保険組合や共済、国保などにうつられた場合は、先方で資格確認書の発行申請を行ってください。

マイナ保険証Q&A

マイナ保険証が読み取れない場合は健康保険が使えないのですか？

カードリーダー不具合などでマイナ保険証が使えないときは**マイナ保険証と「資格情報のお知らせ」をあわせて提示**することで保険診療が受けられます。

※「資格情報のお知らせ」だけでは保険診療は受けられません。

「資格情報のお知らせ」を携帯していない方でスマホをお持ちの方は、マイナポータルへログインし（マイナンバーカードもしくはスマホの電子証明書設定が必要）、「健康保険の資格情報」の画面をマイナ保険証とあわせて提示することで保険診療が受けられます。スマホに画面保存しておくとうえのときに便利です。



マイナ保険証は評判が悪いので資格確認書が欲しいです。

資格確認書はマイナ保険証を使うことが困難な方に発行するものであるため、マイナ保険証を使える方には発行できません。

マイナンバーカードの返納や、マイナ保険証利用登録解除によって、マイナ保険証が使えない状況であれば資格確認書発行は可能です。マイナ保険証に対する否定的な意見はありますが、一方で支障なく使っている方もおられますので、熟慮のうえ、ご対応をお願いいたします。



マイナンバーカードを持ち歩くと情報漏えい起きそうで怖いです。

マイナンバーカードに記載されている個人番号を見られても、個人番号単独で情報を取り出すことはできません。

また、マイナンバーカードで個人の情報を確認するには電子証明書を利用するための暗証番号や顔認証が必要です。電子証明書が搭載されたICチップは無理やり情報を読み取ろうとすると壊れる仕組みになっているほか、暗証番号も連続して間違えるとロックがかかるなど、本人以外が簡単に利用できない仕組みになっています。

多くの人が持ち歩いている免許証も氏名、生年月日、住所が記載されており、券面事項の漏えいという観点では、リスクは同程度と考えられます。



マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れるとどうなりますか？

有効期限の3ヵ月前から電子証明書更新ができます。お知らせが自宅に届きますので忘れずに手続きしてください。

手続きしなかった場合、電子証明書の失効から3ヵ月後の月末にマイナ保険証利用ができなくなります。

マイナ保険証が使えなくなった方には資格確認書を発行します。



資格確認書が破れてしまいました。再発行はしてもらえますか。

紛失・き損時は再発行申請を行ってください。発行手数料はかかりません。
ただし、有効期限は統一されていますので、有効期限近くに再発行した
場合でも終了期限は変更されません。

また、紛失時は他人に悪用されるおそれがあるため、必ず警察に届出を行ってください。



子どもの修学旅行でマイナ保険証を持たせるのは管理に不安があります。
資格確認書を発行してもらえますか。

資格確認書は法令上マイナ保険証利用が困難な方に発行するものであるため発行はできません。

マイナポータルの「健康保険の資格情報」を印刷したものや「資格情報のお知らせ」（WEB通知の場合は印刷したもの、紙面通知の場合は写し）をご利用ください。

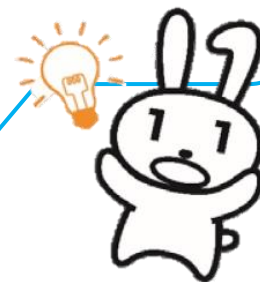
お子さまの身分は学校教員等によって証明できることから、これらの書類を医療機関や薬局で提示することで健康保険の資格確認を行うことができます。



資格確認書は以前の保険証のようなカードにはならないのですか。

マイナ保険証が基本となりますので、資格確認書はマイナ保険証が使えない一部の方のための補助的措置です。

一定期間で更新・差し替えを行うため、コストとSDGs 12番と14番の観点からカードは採用していません。



被扶養家族が脳出血でを起こし、意識不明のまま入院することになりました。

マイナ保険証の暗証番号がわかりません。どうしたらよいですか？

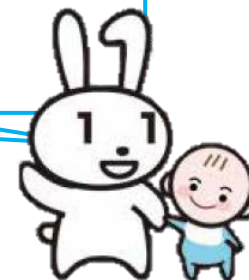
ご家族のマイナ保険証利用が困難であるという理由で、代理人として資格確認書の交付申請を行ってください。短期利用の資格確認書を交付します。

1年以上の長期化が見込まれる場合は、保険証利用登録解除の申請を行っていただくことで、利用登録解除と資格確認書交付を同時に行うことができます。



子どもが生まれました。自身の扶養に入れるので、資格確認書が欲しいです。マイナンバー制度には反対のため、子どものマイナンバーは届出なくてもよいですか？

健康保険組合へのマイナンバー（個人番号）の届出は法律に定められているものです。健康保険の資格情報登録の際にマイナンバーが必要となりますので、マイナ保険証利用とは関係なく必ず届出を行ってください。お子さまの資格確認書については、被扶養者届をご提出いただき、その際に資格確認書発行要否欄の「発行が必要」にチェックを入れてください。お子様の資格確認書を交付いたします。



マイナ保険証へのスムーズな移行にご協力をお願いいたします。

ありがとうございます



マイナンバーカードを紛失してしまいました。あまり使わないのでそのままにしようと思います。マイナ保険証が使えなくなるので、資格確認書を発行してもらえますか？

マイナンバーカードの紛失時は、マイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）で一時利用停止の手続きを行い、警察に届出てください。一時利用停止を行うと、万一あなたの正しい暗証番号を推測して正確に入力された場合でも利用はできなくなります。新しいカードの申請や、廃止手続きをしていただくと、紛失したカードの電子証明書は完全に無効化されますが、手続きがないと有効なものと認識されたままになってしまいます。

マイナンバーカードの再発行を申請された方は一時利用の資格確認書を、マイナンバーカードの再発行をせず廃止手続きをされた方は通常の資格確認書の発行を健保へ申請してください。



マイナ保険証へのスムーズな移行にご協力をお願いいたします。

ありがとうございます



◆マイナンバーに関するお問い合わせ先

通知カードに関すること
マイナンバーカードに関すること
マイナンバー制度に関すること

マイナンバー総合フリーダイヤル(国)

0120-95-0178

平日9:00～20:00 土日・祝日9:30～17:30※年末年始を除く
マイナンバーカード及び電子証明を搭載したスマートフォンの
紛失・盗難に関することは24時間受付

マイナンバーカードの健康保険証
利用について

**5番を選択のうえ、音声ガイダンスに従っ
てお進みください。**

◆石原産業健康保険組合加入の方のマイナ保険証 についてのお問い合わせ先

マイナ保険証利用、資格確認書発行
資格情報のお知らせなど

石原産業健康保険組合
〒510-0842 三重県四日市市石原町1番地

059-345-6265

平日8:30～16:00 土日・祝日は対応していません
Mail : isk-kenpo@iskweb.co.jp